

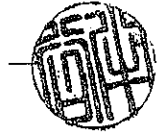
平成17年8月15日

学校法人日本大学

理事長 森田賢治先生

特別調査委員会

委員長 弁護士 半谷 恭



委員 弁護士 緒方 重



委員 弁護士 古畑 恒



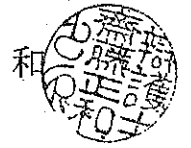
委員 弁護士 久保 裕



委員 弁護士 松尾 翼



事務担当弁護士 齋藤 正和



当委員会の本日までの調査結果を以下のとおり御報告します。

中間報告書(第2回)

| (目次)                  | 頁  |
|-----------------------|----|
| I はじめに.....           | 2  |
| II 技三株式会社との関係.....    | 2  |
| III 工事業者に対する金員要求..... | 3  |
| IV 暴力団関係者との交際関係.....  | 8  |
| V むすび.....            | 10 |

## I はじめに

本中間報告書は、本年6月20日付を以て提出した第1回中間報告書に引き続くものであるが、同書に記載したとおり、当委員会は、去る6月7日、貴学校法人常務理事会の決議において、当委員会が昨年12月を以て、一旦終了した調査を再開すべしとの指示によって調査を行っているものである。しかし、遺憾乍ら当委員会の調査は未だ完了していない。ここに示すのは、現在までの調査で判明した事実関係に基づく中間的意見であって、最終的判断ではない。

また、この報告書は、平成16年12月22日森田賢治理事長宛てに提出した調査報告書（以下「第一次報告書」という。）に引き続くものであり、必要に応じ第一次報告書に言及することがある。

今回の調査は、貴学校法人の常務理事田中英壽氏（以下「田中常務理事」という。）の工事関係業者との金銭的結び付き及び暴力団関係者との交際関係の有無を主たる対象とするものである。

## II 技三株式会社との関係

本調査においては、技三株式会社が重要な役割を演じていると考えられるので、まずこの点から検討する。

田中常務理事と技三株式会社との関係については、さきに第一次報告書第1章Iの2（7-9頁）で触れたところである。

但し、その時点では、管財部の調査に基づき平成7年度ないし15年度の間技三株式会社が日大から受注した工事件数を8件と認定していたが、その後の調査により同12年度から同16年度までの間の受注件数は17件のぼること、したがって、前回の調査件数のうち平成7年度から同11年度までの分の4件をこれに加えると合計21件になることが判明した。前回の時点でも、日大の基準でCクラスに属し、同クラス42社中36位に位置するに過ぎない同社としては、その受注件数の多いことが注目されたが、今回

の調査により、そのことは一層顕著になったといえる。これは、同社の企業努力のみに基づく成果ではなく、同社を後押しする実力者の存在を強く窺わせ、怪文書や風評で喧伝される田中常務理事と同社との密接な関係を裏付けるものである。

さらに、同社は、田中常務理事の工事業者に対する謝礼要求に関与している疑いがあり、また、田中常務理事の出版記念パーティーにおいて暴力団関係者とみられる者多数を含む出席者の受付事務を担当するなどしており、第一次報告書で述べた程度を越えて田中常務理事と深い関係にあることが認められるが、これらの点については、以下の該当項目で逐次検討することとする。

### Ⅲ 工事業者に対する金員要求

1 田中常務理事が日大の工事を受注する業者から多額の金員を収受しているとの噂は従前から怪文書等でしばしば流されているが、どの工事に関し、いつどの業者からいくら収受したという特定の具体的事実に関する情報はなかった。

ところが、今回、はじめて具体的な形で情報がもたらされるに至った。それは、平成16年度から始まる芸術学部江古田キャンパス整備事業に伴う校舎新築その他工事（平成22年完工予定）のうち、電気工事（株式会社きんでん・株式会社三和エレクトリックが共同受注）に関するものであって、かねてからこの工事受注に絡んで技三株式会社から株式会社きんでん（以下「きんでん」という。）に対し、さきに退職した岡孝芸術学部事務局長への退職金（「餞別」の趣旨と解される。）の一部に充てるとの名目で、きんでんの受注を陰で推進した田中常務理事への謝礼の支払いを要求し、きんでんがこれに応じたとの噂が流れており、貴学校法人内部においてもこれは相当に信用度の高いものとされていた旨、丸山實常務理事も述べている。そこへ本年5月～6月頃、この噂を裏付ける書面が存在するとの情報が大学に齎された。これは

石井宏常務理事が昨年12月にこの書面を入手していたが、本年6月にこの情報を総長、理事長等に明らかにしたことに端を発する。

2 すなわち、平成16年12月13日、当委員会の構成員でもなく、日大の弁護団にも属さない某弁護士（以下「A弁護士」という。）がきんでんの幹部社員某（以下「B氏」という。）と面会し、B氏から聴取した事情を同日付の瀬在幸安総長宛て「御報告書」と題するA4用紙1枚の書面に取り纏めていたとの由である。この書面は仲介者を介して石井常務理事が受け取り、瀬在総長が初めてこれを目にしたのは平成17年6月初旬ころである。そして、石井常務理事は総長、理事長の許可を得て同月10日これを当委員会に提示した。

3 書面の内容は、概ね次のとおりである。

(1) 本件工事の指名・発注（の事務手続）は、岡孝事務局長と大工原孝事務長が行うが、決定は本部の推薦による。これを取り仕切っているのは田中常務理事であり、B氏は1度だけ田中常務理事に会ったことがある。

(2) B氏は、岡と大工原から技三株式会社の二ノ宮文夫社長を紹介され、今後の発注・指名についての謝礼の支払いに関しては、すべて技三株式会社と話をしよう指示された。

(3) B氏は、平成16年7月3日金2000万円、同年9月10日金1000万円を新宿区西新宿7-19-2の技三株式会社に持参し、二ノ宮社長に対し芸術学部の建て替え工事についての発注・指名の謝礼として支払った。

4 この書面には、A弁護士の記名押印があり、A弁護士は、再三に亘り自ら真正に作成したものであることを認めている。しかし、原供述者B氏の署名押印はなく、供述内容の真実性についてはなお吟味が必要である。刑事裁判の証拠としては、供述代用書面であることのほか、内容がB氏からの伝聞であるという2点において、二重の伝聞性を帯びるものといわざる

を得ない。

更に、上記供述内容には、行文から推測は可能なものの明示的な文章で記載されていない、いわば舌足らずな表現が散見される。

たとえば、工事の発注・指名に対する謝礼という表現が繰り返されているが、誰に対する謝礼が明示されていない。しかし、指名・発注（の事務）は岡と大工原が行うが、決定は本部の推薦による、これを取り仕切っているのが田中常務理事である、ということからすれば、謝礼を渡すべき相手は当然本部の推薦を取り仕切っている田中常務理事であることが推認されるが、その明示的表現がない。また、「指名・発注」という表現も曖昧で、入札に参加すべき業者の指名・指名された業者による入札・落札者の決定・落札者に対する発注のどの段階での助力に対する謝礼か判然しない。3000万円という金額に決定し、それを2回に分けて支払うことするまでの交渉の経緯、その他確認を要する点が多々存する。

- 5 そこで、当委員会としては、まずA弁護士と接触し、不明の部分について釈明を求め、その上でA弁護士を通じてB氏に委員会の事情聴取に協力するよう説得してもらおうこととした。しかし、A弁護士は、同弁護士と面識のある委員を通じての接触に対し、手持ち事件が輻輳しているので何とか時間を作ってお会いしたいと言ったのみで一向に約束を守らず、そのうち連絡を絶ってしまった。

A弁護士は、その後、瀬在総長、石井常務理事らの許に出頭したので当委員会からも委員長1名が同席し、話を聞いたが、当方の質問に対する回答は不得要領で、あくまで答弁を回避する態度であった。

- 6 かくて、当委員会として改めてA弁護士に対する事情聴取を行うこととし、委員長名で、お忙しいようなら当方から貴事務所に出席、委員全員では御迷惑と思うので委員長外1名で伺いたい、指定の日時場所で都合が悪ければ御連絡頂きたいと申し入れたが、指定日時の前日まで連絡がなか

ったので、予定どおり明日伺ってよいか確認したところ、都合が見つからない、守秘義務に反して説明を行う根拠が希薄であると考えている旨の回答があった。

A弁護士との協力を得られないため、当委員会としてはやむなく直接B氏に対する事情聴取を行うこととし、鄭重な書簡を送って委員会の調査に協力をお願いしたい旨申し入れたが、A弁護士からファックスで、B氏から嚴重抗議を受け、委員長とは面談しないし、今後文書による問い合わせや口頭の連絡も一切行わないよう委員長に伝えて欲しい旨申し入れを受け、A弁護士としても困惑している旨の連絡があった。

7 以上のような経過でA弁護士及びB氏から上記「御報告書」の記載内容につき直接説明を受けることはできなかった。

そこで、「御報告書」それ自体に基づき、記載内容の信用性、真実性につき検討すると、さきに指摘したように、その記載にはいささか不備があるものの、記載されている限りの事実については真実性が高いものというべきである。けだし、①「御報告書」に関するA弁護士と日大の篠崎芳明弁護士との間の往復文書中でA弁護士が「御報告書」を自ら作成したことを認め、更に「弁護士作成文書であるからには当然ながら記載内容が真実であると推認できる」との篠崎弁護士の指摘に対し何らの反論もしていないことから、少なくともA弁護士の側でB氏の述べていない事実を記載したり、あるいは述べている事実を歪曲して記載したりしてはいないこと、すなわち、B氏の供述した事実をそのまま記載したものであることが認められるのみならず、②B氏の側においても、その供述内容が、田中常務理事を始め、岡、大工原らの事務局関係者、技三株式会社の二ノ宮社長らに多大の迷惑を及ぼすものであり、これが虚偽であるとすればB氏自身はもとより自社が重大な責任を問われる事項であることを知りつつ、守秘義務の保障の下に敢えて供述したことが窺われ、そのことは当委員会の事情聴取

の申入れに強い拒否反応を示したことで裏書されているからである。③更に、B氏は、田中常務理事、岡、大工原、二ノ宮及び技三株式会社の園田祥三会長の名刺を1枚の用紙に並べたものを所持しており（前述の瀬在総長らに対する説明の際、A弁護士からそのコピーを示されたが、これを再コピーすることは拒絶された。）、B氏がこれらの人物と会っているという「御報告書」中の供述を裏付けている。

- 8 以上を総合すれば、B氏は、岡事務局長、大工原事務長から、工事の指名・発注は事務局で行うが、決定するのは本部の推薦であり、これを取り仕切っているのは田中常務理事であるとして、同人を紹介された、指名・発注について謝礼の支払いが必要であると明言されていないが、これを当然の前提として、技三株式会社の二ノ宮社長を紹介され、謝礼の支払いについてはすべて技三株式会社と話をするように指示され、2回に亘り技三株式会社を訪れ、合計3000万円を本件工事の指名・発注に対する謝礼として二ノ宮社長に支払ったという事実が認められる。

B氏は、3000万円を技三株式会社に支払っただけであって、その後二ノ宮社長がこれをどう処理したかについては見聞していない。しかし、指名・発注が本部の権限であって、これを取り仕切っている人としてわざわざ田中常務理事を紹介されており、謝礼の支払いについて同常務理事と関係の深い技三株式会社と話をするように指示されていること、技三株式会社は芸術学部所沢キャンパスの工事では建築工事を担当しており、その電気工事についてある程度業者の選定を左右できたと思われるが、江古田キャンパスの建築工事には関与しておらず、したがってその電気工事について同社の意向を反映させることはできず、指名・発注につき電気工事業者から謝礼を受け取るべき立場にないことからすれば、本件謝礼は、技三株式会社ではなく、田中常務理事に対して支払われたものであり、技三株式会社は単に窓口としての役割を演じたに過ぎないと推認できる。仮に現時点で技三株式会社から

田中常務理事への支払いが未了であるとしても、当事者間ではこの金員が田中常務理事に帰属するものとして扱われているものとの推測が可能である。

更に、上記1の噂にあるように、これが岡前事務局長に対する退職金（餞別）の名目で要求されており、その全部又は一部が同人に渡されていたとしても、あるいは大工原、技三株式会社に対する報酬に充てられていたとしても、それは一旦收受した利益の二次的配分にほかならず、田中常務理事がこれを收受した事実は何ら消長を及ぼすものではない。また、田中常務理事は、当委員会の要請に応じて出頭し、委員の質問に対して以上の事実をすべて否定したが、これをもってしても、叙上の認定を覆すに由ないところというべきである。

- 9 かくして、田中常務理事が芸術学部江古田キャンパス工事に関し、電気工事業者から、指名・発注に対する謝礼として金3000万円を受け取ったという極めて濃厚な疑いが残るものというべきである。

#### IV 暴力団関係者との交際関係

- 1 いわゆる怪文書の類で田中常務理事が暴力団関係者と交際していることを指摘するものが多数みられるが、本年6月16日発行の「週刊文春」誌でもそのことが取り上げられ、石橋産業事件の被害者が東京地検に提出した陳述書の中で、同人が1996年（平成8年）3月に大阪の許永中の自宅を訪れた際、相撲協会の境川理事長と田中常務理事が同席しており、許は、2008年のオリンピックは大阪の線が強力だが、自分は大阪に国技館を作ろうと思っている、このお二人のお力を借りることが可能であれば鬼に金棒だなどと気炎をあげたことが紹介されている。当委員会の調査によれば、この陳述書は石橋産業の林雅三氏が作成したものであって、途中省略によって多少ニュアンスに違いはあるものの（全文をみると、許が上記両名の助力を求めたのは、オリンピックの種目に相撲を加える点に主眼があったようである。），



引用部分は原文のとおりと認められる。

また、同誌は、許の自宅付近に許が寄進を募って建てたというひがし茶屋町西向不動尊（俗に「許永中神社」と呼ばれる。）があるが、その神社には「田中英壽 優子」夫妻の名前を刻んだ石柱が今も残っているとして、その写真を掲載している。そして、余談であるが、その石柱近くに瀬在総長の名前を刻んだ石柱が無断で建てられており、後日そのことを知った総長が田中常務理事を叱ったところ、田中常務理事はその非を認めたので、総長は、その名前を削らせるよう命じたという事実も認められる。

更に、田中常務理事は、保釈中に逃亡した許がコートの襟を立てて田中方を訪れ、食事をして行ったと周囲に話していたことが認められる。ちなみに、イトマン事件で保釈中の許が旅行先の韓国で失踪したのは平成9年10月のことであり、都内のホテルに潜伏中身柄を拘束されたのは同11年11月のことであって田中方を訪れたのはこの間の出来事と考えられる。

- 2 田中常務理事は、平成14年6月に早稲田出版から「土俵は円 人生は縁」というエッセイ集を上梓しているが、新宿区百人町の「ホテル海洋」3階の大広間で行われたその出版記念パーティーには建設業者等約1300名の出席者の中に、暴力団風の風体の人物が2～30名来ていたこと、会場での受付・記帳には技三株式会社の社長らが当たっていたことを日大側の出席者が目撃している事実が認められる。
- 3 このように、田中常務理事は、かなり古い時期から暴力団とつながりのある許永中と親密に交際しており、逃亡中の許が田中方に立ち回った事跡のあること、最近でも暴力団風の人物との交際が絶たれていないことが窺われる。  
なお、田中常務理事は、暴力団関係者と交際があったのは10年以上前のことであると述べているが、上記1、2に指摘した事実はいずれも過去10年内の出来事である。

もとより、犯罪行為に関わらない限りどのような人物と交際しようと個人

の自由ではあるが、いやしくも日本最大の私立学校である学校法人日本大学の常務理事の職にある者として品位と信用を重んずる大学執行部の一員とし、たとえプライベートなパーティであっても、多数の工事業者の集まる席で暴力団と目される一団と交歓することは、自らの暴力団との関係を誇示し、その勢威を見せ付ける行為と受け取られかねず、厳に慎むべきものとする。

なお田中常務理事は前記のように当委員会の要請に応じて出頭し、委員の質問に対し、暴力団との結び付きをすべて否定する趣旨の供述をしているが、右供述もまた上記認定を左右するものではない。

## V むすび

以上が現在までの調査結果に基づく当委員会の意見である。

上記Ⅲ、Ⅳの記載から明らかなように、調査は未だ完了していない。ことに、上記Ⅲの株式会社きんでん関係では、A弁護士作成の「御報告書」に登場する関係者、ことに技三株式会社の二ノ宮社長に対する反面調査が未了である。これは、B氏以外の関係者はすべて否認の供述をすることが予想され（現に事情聴取を終わった大工原事務長は事実関係を否認しており、岡前事務局長は病気を理由に呼出に応ぜず、書面による質疑回答を求めている。）、これらの関係者から事情を聴取するには、「御報告書」中の不明の部分を明らかにし、B氏の供述内容を十二分に明確化することが先決であることから、A弁護士及びB氏の協力を求めることに全力を挙げたが、当方の申入れをはぐらかされ、果ては守秘義務を楯に頑強に抵抗されて、その目的を遂げられなかったものである。

また、上記Ⅳのホテル海洋における出版記念パーティについても、技三株式会社の二ノ宮社長らから、来賓に対する招待状発送の事情を糾し、記帳簿やパーティの様子を写した写真等の提出を求めるなど、調査すべき事項はまだ残っているが、上記Ⅲの関係で技三株式会社の関係者に対する事情聴取を先送りせざるを得なかったため、未了に終わっている。

なお、当特別調査委員会における調査中、一部の関係者から、「いわゆる怪文書は、総長選挙に絡んで日本大学自体が出しているのではないですか。」と、恰も一連の疑惑が総長選挙に関する誹謗中傷に過ぎないものであるかの如き口吻があった。しかしながら、調査の過程における一部大学関係者の不協力、或いは陳述の矛盾などに鑑み、本件は、単純な理事と理事との間の私怨とかにすりかえられるような問題ではないと思料する。

このように、本件の調査は未だ道半ばであるが、このたび当委員会に調査を委嘱された大学執行部の構成に変動があることから、取り敢えずこれまでの調査で判明した事実関係を取り纏めて本報告書を作成した次第である。

当委員会としては、誠に遺憾乍ら、当委員会の性格上、警察当局または検察当局のように法に基く強制捜査権限を持つものでなく、相手方の任意の協力を前提とする調査であるため限界のあることを自覚しつつも、貴大学法人が文部科学省の指摘を待つまでもなく自浄能力を発揮するため必要と判断されれば、これまでの調査を続行するにやぶさかではない。しかしながら、貴学校法人が巨額の私学助成金を受け取っており、学生に対し、単に学術のみを指導するに止まらず、徳育と道徳とをも教育するという崇高な使命に鑑み、さらに貴学校法人新執行部の御判断に委ねることとしたい。

以 上